

改正

昭和46年3月公安委員会規則第5号
平成6年12月公安委員会規則第13号
平成6年12月公安委員会規則第15号
平成8年8月公安委員会規則第6号
平成10年9月公安委員会規則第8号
平成12年5月公安委員会規則第6号
平成14年3月公安委員会規則第3号
平成19年9月公安委員会規則第14号
平成21年9月公安委員会規則第17号
平成25年6月公安委員会規則第6号
平成25年8月公安委員会規則第7号
平成26年5月公安委員会規則第8号
平成29年3月公安委員会規則第2号
令和元年6月公安委員会規則第1号
令和3年3月29日公安委員会規則第4号
令和4年3月30日公安委員会規則第5号

運転適性検査業務取扱規則をここに公布する。

運転適性検査業務取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第8項又は第103条第6項の規定に基づく適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令、法第102条第1項から第4項までの規定に基づく臨時適性検査又は医師の診断書の提出命令、法第102条第5項又は第107条の4第1項の規定に基づく臨時適性検査及び運転者の運転適性の相談に関する適性検査（以下「適性検査等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(適性検査等の対象)

第2条 適性検査等は、次の各号に掲げる者を対象として行うものとする。

- (1) 法第90条第8項又は第103条第6項の規定により適性検査の受検又は医師の診断書の提出を命ぜられた者
- (2) 法第102条第1項から第4項までの規定により臨時適性検査を行うこととされている者又は医師の診断書の提出を命ぜられた者
- (3) 法第102条第5項又は第107条の4第1項の規定により臨時適性検査を行うことができることとされている者
- (4) 運転適性について相談のあった運転者（運転免許試験を受けようとする者を含む。）

第3条 削除

(適性検査等の種目)

第4条 適性検査等は、次の各号に掲げる種目について行うものとする。

- (1) 身体的（生理機能）適性検査
- (2) 精神医学的適性検査

(適性検査等の実施者)

第5条 適性検査等は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が行うものとする。ただし、必要と認めるときは、専門的知識を有する者に意見を求めることができる。

(適性検査等対象者発見時の措置)

第6条 警察署長（以下「署長」という。）は、第2条第3号に該当する者を発見したときは、速やかに臨時適性検査該当者発見報告書（別記様式第1号）に、医師の診断書等の資料を添え、運転免許課長を経て青森県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(運転適性相談受理時の措置)

第6条の2 署長は、第2条第4号に掲げる者から相談を受けたときは、その者に運転適性相談書（別記様式第2号）を作成させ、運転免許課長を経て速やかに本部長に送付しなければならない。

（適性検査等の命令及び通知）

第7条 第2条第1号に該当する者に対する命令は、適性検査受検命令書（別記様式第3号）又は診断書提出命令書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 第2条第2号に該当する者に対する臨時適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（別記様式第5号、別記様式第5号の2又は別記様式第6号）により、また、医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書（別記様式第4号、別記様式第5号の3又は別記様式第5号の4）により行うものとする。

3 第2条第3号又は第4号に掲げる者で臨時適性検査が必要と認められるものに対する当該検査の通知は、臨時適性検査通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

（適性検査等の方法）

第8条 第2条に掲げる者を対象として行う適性検査等は、対象者の状態に応じて、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認定した医師による診断又は運転適性検査機器その他運転者の適性検査等に必要な機器を用いた方法により行うものとする。

（適性検査等結果の処理）

第9条 運転免許課長は、適性検査等を行った結果、適性検査等を受けた者の運転免許の拒否又は取消処分が必要であると認めたときは、本部長を経て、公安委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、関係書類を添え、文書により行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の報告を受けたときは、速やかに必要な処分の決定をするものとする。

4 運転免許課長は、第2条第4号の運転者に係る適性検査等を行った結果、運転適性を有すると認めるときは、当該運転者に対し運転適性相談終了書（別記様式第7号）を交付するものとする。

（医師の届出）

第10条 法第101条の6第1項の規定による届出は、届出書（別記様式第8号）の提出その他本部長が別に定める方法により行うことができるものとする。

2 法第101条の6第2項の規定による確認の要求は、要求書（別記様式第9号）の提出その他本部長が別に定める方法により行うことができるものとする。

3 前項の要求を受けた公安委員会は、回答書（別記様式第10号）により回答するものとする。

4 法第101条の6第4項の規定による通知は、届出移送通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

（運転免許の効力停止処分の解除等）

第11条 法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の効力の停止処分の解除は、運転免許の効力停止処分解除通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

2 法第104条の2の3第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

（費用の負担）

第12条 適性検査等に要する費用の負担については、別に定めるところによる。

（委任）

第13条 この規則の施行に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

2 青森県道路交通規則(昭和35年12月青森県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成19年公安委員会規則第14号）

この規則は、平成19年9月10日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第17号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成25年公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年公安委員会規則第7号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年公安委員会規則第8号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月30日公安委員会規則第5号）

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

臨時適性検査該当者発見報告書

年 月 日

青森県警察本部長 殿

(所属長)

下記の者は、道路交通法第102条第 項の規定に該当すると認められるので
 第107条の4第1項
 報告する。

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------|--------|-----|-------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 該 当 者 | 氏名・生年月日 | 年 月 日生 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 本籍・国籍等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住 所 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免 許 証 | 交付公安委員会 | 公安委員会 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 番 号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 免 許 の 種 類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 大 型 | 中 型 | 準 中 型 | 普 通 | 大 特 | 大 自 二 | 普 自 二 | 小 特 | 原 付 | け 引 | 大 二 | 中 二 | 普 二 | 大 特 二 | け 引 二 |
| 免 許 の 条 件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 該 当 事 項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 該 当 事 項 を 認 定 す る 資 料 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 別記様式第2号（第6条の2関係）

運 転 適 性 相 談 書

年 月 日

青森県警察本部長 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 相談(検査)内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免 許 証 | 交付公安委員会 | 公安委員会 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 番 号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 免 許 の 種 類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 中 通 特 自 自 特 付 引 二 二 二 特 引 二 二 二 二 二 | | | | | | | | | | | | | | |
| 免 許 の 条 件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検 査 結 果 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 措 置 | | ※ 運転適性相談終了書の交付 有 無 | | | | | | | | | | | | | | |
| 検 査 担 当 者 | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第3号(第7条関係)

てき せい けん さ じゅ けん めい れい しょ
適性検査受検命令書

年 月 日

住所

氏名 殿

青森県公安委員会

道路交通法第 条第 項の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けることとなります。

| | |
|-----------|-----------------|
| 適性検査を行う理由 | |
| 適性検査を行う期日 | 年 月 日 () 午 時 分 |
| 適性検査を行う場所 | |
| その他必要な事項 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第4号（第7条関係）

診断書提出命令書

年 月 日

住所

氏名

殿

青森県公安委員会

印

道路交通法第 条第 項の規定により、道路交通法施行規則第 条の
第 項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

拒 否

保 留 の処分を受けることになります。

取 消 し

効力の停止

| | |
|--------------|-------|
| 診断書の提出を命ずる理由 | |
| 診断書の提出期限 | 年 月 日 |
| 診断書の提出先 | |
| その他必要な事項 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第5号（第7条関係）

臨時適性検査通知書

第 年 月 日 号

住所 氏名 殿

青森県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。
この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許

の 拒 否
保 留 の 処分を受けることとなりますので、御注意ください。
取 消 し
効 力 の 停 止

| | |
|-------------------------|--|
| 適性検査を行う理由となった認知機能検査等の結果 | |
| 適性検査を行う期日 | |
| 適性検査を行う場所 | |
| 備考 | |

※ 臨時適性検査当日は、本人確認のため運転免許証を持参してください。

| | |
|--------------|--|
| 本件に関する問い合わせ先 | |
|--------------|--|

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第5号の2（第7条関係）

りんじ てきせいけん さつう ちしよ
臨時適性検査通知書

第 年 月 日 号

住所
氏名 殿

青森県公安委員会 印

あなたは、^{にんちしやう}認知症のおそれ^{うたが}（疑い）があることから、^{どうろこうつうほうだい}道路交通法第102条第4項^{じやうだい}の規定による^{まてい}臨時適性検査^{りんじてきせいけんさ}（^{にんちしやう}認知症の^{せんちんい}専門医による^{しんだん}診断）を受けていただくことになりましたので、^{つうち}通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく^{りゆう}臨時適性検査^{りんじてきせいけんさ}を受けない場合は、^{ぼあい}運転免許^{うんてんめんきよ}

^{きよ}拒^ひ否
^ほ保^{りゆう}留
の^{とり}取^け消^しの^{しよぶん}処分^うを受けることとなりますので、^{ごちゆうい}御注意^{ていし}ください。
^{こうりよく}効力^{ていし}の停止

| | |
|---|--|
| ^{てきせいけんさ} 適性検査 ^{おこな} を行う理由 ^{りゆう} | |
| ^{てきせいけんさ} 適性検査 ^{おこな} を行う期日 ^{きじつ} | |
| ^{てきせいけんさ} 適性検査 ^{おこな} を行う場所 ^{ばしょ} | |
| ^び 備 ^{こう} 考 | |

※ ^{りんじ てきせいけん さ どうじつ}臨時適性検査当日は、^{ほんにんかくにん}本人確認^{うんてんめんきよしやう}のため運転免許証^{じさん}を持参してください。

| | |
|---|--|
| ^{ほんけん} 本件 ^{かん} に関する ^と 問い合わせ先 ^{さき} | |
|---|--|

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第5号の3（第7条関係）

診断書提出命令書

第 年 月 号
年 月 日

住所
氏名 殿

青森県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

- が拒否される
- が保留される
- が取り消される
- の効力が停止される

運転免許

こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

| | |
|------------------------------------|--|
| 診断書の提出を命 ずる理由となった 認知機能検査等の結果 | |
| 診断書の提出期限 | |
| 診断書の提出先 | |
| 備考 | |
| 本件に関する問い合わせ先 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
別記様式第 5 号の 4（第 7 条関係）

診断書提出命令書

第 年 月 日 号

住所 殿
氏名

青森県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
 が拒否される
 が保留される
 運転免許が取り消される
 の効力が停止される
 こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

| | |
|--------------|--|
| 診断書の提出を命ずる理由 | |
| 診断書の提出期限 | |
| 診断書の提出先 | |
| 備考 | |
| 本件に関する問い合わせ先 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
別記様式第 6 号（第 7 条関係）

りんじてきせいけんさつうちしょ
臨時適性検査通知書

第 年 月 日
号 日

住所
氏名 殿

青森県公安委員会 印

道路交通法第 条第 項の規定による臨時適性検査（専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許

拒 否
保 留

の 処分を受けることとなりますので、御注意ください。

取 消 し
効力の停止

| | |
|-----------|--|
| 適性検査を行う理由 | |
| 適性検査を行う期日 | |
| 適性検査を行う場所 | |
| 備 考 | |

※ 臨時適性検査当日は、本人確認のため運転免許証を持参してください。

| | |
|--------------|--|
| 本件に関する問い合わせ先 | |
|--------------|--|

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第7号（第9条関係）

運 転 適 性 相 談 終 了 書

| | |
|-------------|------------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 (歳) |
| 相 談 終 了 日 | 年 月 日 |
| 相 談 終 了 番 号 | 第 号 |
| 相 談 受 付 窓 口 | |

今後、1年又は6月以内に、青森県公安委員会に対し、運転免許の申請又は運転免許証の更新申請を行う場合は、本終了書を持参することをお勧めします。

年 月 日

青森県警察本部長

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第8号（第10条関係）

届 出 書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

届出医師

住 所

医療機関

氏 名

| | | | |
|--------|------|--|-----|
| 患 者 | 住 所 | | |
| | フリガナ | | 男・女 |
| | 氏 名 | | |
| | 生年月日 | | |
| 病 名 | | | |
| 症 状 | | | |
| 参考事項 | | | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第9号（第10条関係）

要 求 書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

要求医師

住 所

医療機関

氏 名

| | | | |
|--------|------|-------|-----|
| 患 者 | 住 所 | | |
| | フリガナ | | 男・女 |
| | 氏 名 | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | |

(回答書送付先)

| | |
|---------|-----|
| 医療機関名 | |
| 所 在 地 | 〒 - |
| 電 話 番 号 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第10号（第10条関係）

回 答 書

年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

道路交通法第101条の6第2項に基づき、下記のとおり回答します。
記

| | | | | |
|---------|---|------------|-----|-----|
| 患 者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 性 別 | 男・女 |
| | 生年月日 | 年 月 日 (歳) | | |
| 運転免許の有無 | 対象者は、 年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けた者である。 <input type="checkbox"/> 受けた者ではない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。 | | | |

注 1 この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示）が適用されます。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記様式第11号（第10条関係）

届出移送通知書

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会 印

道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付する。

| | |
|---------|-------------------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | |
| 免許証の番号 | 第 号 年 月 日 公安委員会交付 |
| 理 由 | |
| 備 考 | |

注 1 医師の届出書等を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第12号（第11条関係）

運転免許の効力停止処分解除通知書

道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりあなたの運転免許の効力停止処分を、 年 月 日付けで解除したので通知します。

年 月 日

青森県公安委員会 印

| | |
|--------|--|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 免許証の番号 | 第 号 年 月 日 公安委員会交付 |
| 免許の種類 | |
| 理 由 | 道路交通法第103条第1項第 号に該当しないことが明らか になったため |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
別記様式第13号（第11条関係）

弁 明 通 知 書

殿

年 月 日

青森県公安委員会 印

あなたに対する道路交通法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の停止処分について、道路交通法第104条の2の3第2項の規定により、処分を受けた日から起算して5日以内に、下記の場所で弁明することができます。

なお、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

| | |
|--------------|--|
| 弁明することができる場所 | |
| 弁明することができる期限 | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭により行います。
- 2 あなたは、あなたに代わり代理人を出頭させることができます。代理人を出頭させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を行政庁に提出してください。
- 3 あなたとともに補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、指定された日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出し、行政庁の許可を得てください。
- 4 弁明は、指定された日までに行ってください。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができますので、行政庁に申し出てください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく指定された日までに弁明をしなかった場合は、弁明の機会の権利を放棄したものとみなします。